

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

木祖村における国勢調査の総人口は、1985年は4,318人であったが、1995年は4,000人を下回り、2000年以降も減少しており、2000年の3,596人から2010年は3,134人と、この10年で12.8%減少している。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が著しく減少し、2005年以降2,000人を下回っており、2010年の年少人口割合は10.6%、生産年齢人口割合が54.2%、老年人口割合が35.2%となっている。

本村の基幹産業は、農畜産業や観光業であるが、その他に、建設業、木工業、木材加工業、酒造業などを中心とした製造業や、特産品販売などの商業も重要産業である。

本村の農業は、木曾地域を代表するブランド野菜として、市場からも高い評価を受ける「御嶽はくさい」などの野菜が主要品目であり、次いで、水稻、そば類の作付（栽培）面積が多い。

観光業の特徴としては、利用者の県外率が86.4%と高く（全県64.8%）、宿泊率が19.2%と低い（全県37.2%）ことが挙げられる。観光客数の動向としては、上下流交流推進や道の駅オープンなどで、観光客入込数は増加傾向にあるものの、県外からの日帰り客が圧倒的に多い。これは木曾地域全体の観光客の傾向であるが、本村は木曾地域の中でも特にその傾向が見られる。

本村の畜産業は、御嶽はくさいと並ぶ、「木曾牛」ブランドを中心とする肉用牛が主要品目である。木曾郡内の他地域が組合組織による畜産運営であるのに対して、本村では個人の畜産家による運営が主体となっており、繁殖と肥育の両方が並存している。本村の畜産生産販売実績は、木曾地域の中でトップレベルにあり、特に肥育牛の販売実績では大きな強みを発揮している。

林業及び木工業について、その多くは小規模な家族経営体である。本村には、数百年に及ぶ木工の歴史と伝統があり、「木の匠」と称される木工職人集団が存在し、伝統工芸である「お六櫛」、「日曜画家の村」としての絵画用品（油絵や水彩画用のキャンバス枠の生産は国内でおおきなシェアを占める）や、小木工製品などの木工業の歴史的な基盤がある。なかでも、江戸時代後期から明治にかけて全国で大いに流行った「お六櫛」は、藪原宿で享保年間から作られてきたという300年近い歴史を持ち、昭和初期までは村全体で櫛作りに携わってきた歴史がある。

いずれの地域産業についても深刻な後継者不足が課題となっている。全国的な人口減少、労働力不足による地域経済縮小を克服し、雇用を創出することが本村の商工業における中心政策となる。木祖村としてはこうした課題の解決に向け、各種産業の事業存続のための支援や事業承継の支援を講じているところであり、こうした取り組みに加え、国の支援施策を活用した副次的な支援体制を整備することが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、当村で実施している各種施策と固定資産税の特例、ものづくり補助金の交付等を組み合わせることができる。それにより中小企業の雇用創出や労働者の労働意欲の増大を引き出し、村内中小企業の生産性を図りたい。

これを実現するために計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えず、また、幅広い中小企業者等を対象とした総合的な産業振興支援を目指していることから、特定の設備に限定するべきではなく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

農畜産業や観光業については、地形や風土に関わることから、ある程度地域が限定されるものであるが、製造業、林業、木工業はその多くが家族経営体であることから、村内広くに点在しているものである。そうしたことから、特定の地域に限定せず、村全域において生産性を向上させることが適当であると考えられたため、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり本村を支える産業として、農畜産業や観光業以外にも、建設業、木工業、木材加工業、酒造業などを中心とした製造業、特産品販売など多岐にわたる。これらの産業で広く事業者の生産性を向上させる必要がある。従って、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・村税を滞納している者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。